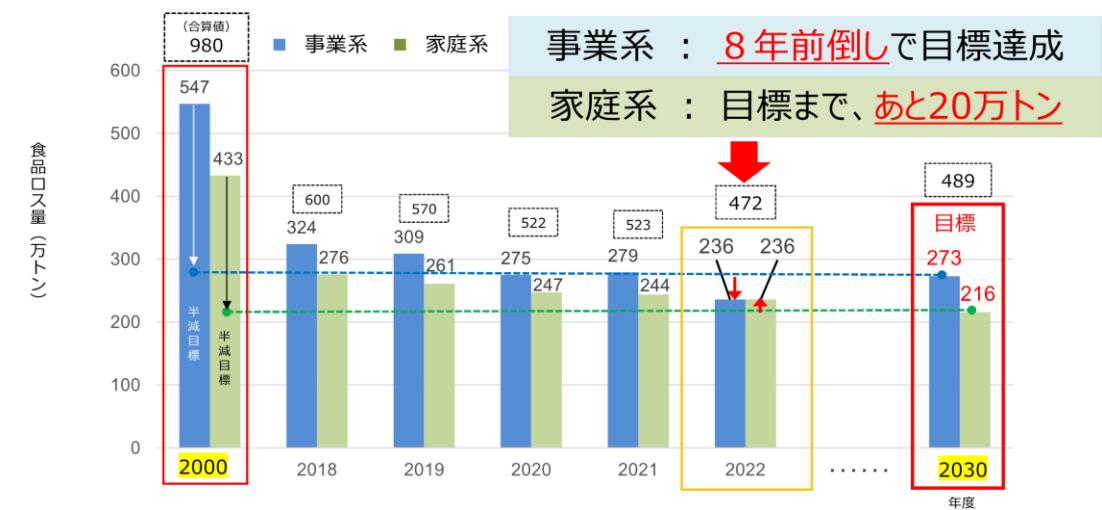


食品ロス削減に係る背景とこれまでの取組

- ▶ 我が国では、2000年に「循環型社会形成推進基本法」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」が制定され、食品ロス削減を推進してきたが、SDGsの国際目標の達成に向け、2019年に議員立法によって「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定。
- ▶ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、2020年3月末に「**食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**」を閣議決定。**事業系食品ロス及び家庭系食品ロスそれぞれで、2000年度比で2030年度までの半減目標**を設定。
- ▶ 直近（2022年度）の食品ロス量は着実に減少。特に**事業系食品ロスについては、半減目標（2030年度までに273万トン）を達成。家庭系食品ロスは半減目標（2030年度までに216万トン）まであと20万トン。**
- ▶ 2023年12月22日取りまとめの「**食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ**」や、2024年7月2日の**食品ロス削減推進会議における総理指示**（事業系食品ロスの「新たな目標」の議論、食品事業者及び自治体における取組状況の開示の強化、官民による「食品寄附促進のためのガイドライン」の作成、食品の期限表示のあり方の見直し、「『食の環』プロジェクト」の推進等）を踏まえ、年度末の**基本方針の5年後見直しへ反映する。**

食品ロス量の推移と削減目標



食品寄附等に関するガイドライン案（概要）

食品寄附への社会的信頼を高め、食品寄附活動の促進に寄与するため、**一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドライン**を官民協議会における議論を通じて作成する。

ガイドラインの記載項目

● 総論部分

ガイドラインについて、**目的、食品寄附の意義**、対象範囲、用語の定義、**寄附に関する手続き**を含む関係者の役割と責務、関係法令の適用関係、**保険の活用、データ・システム活用**などの項目を想定

● 各論部分

主体ごとに、それぞれが整備すべき体制、ガバナンス、提供先・提供元の選定、**契約上の留意点、衛生面等の管理、提供時の注意、トレーサビリティ、事故時の対応**、情報管理・財務管理、国・自治体等による支援・連携、中長期的課題などの項目を想定

「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 (公表・商慣習見直し・国民運動等)	食料提供に向けた体制づくり (地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援)	
食品寄附の促進 (期限表示、保険、DX)	食料提供に資する体制づくり (食料支援等を通じたつながり創出)	移動販売等の拠点となる施設整備
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援 (食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・こども食堂等の活動支援等)		
食べ残し持ち帰り促進 (持ち帰りガイドライン作り)	フードバンク・こども食堂等への食料提供 (備蓄米無償交付等)	店舗への交通手段の確保
		移動販売等で店舗を届ける
		商品を届ける (ラストワンマイル配送支援等)
		食品アクセスの状況や対策事例等

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク



関係府省庁による発出文書等において、上記のいずれかの「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。

食品寄附のフロー図（イメージ）

